

## 消費生活相談員の採用形態、勤務形態、待遇について

※以下の図表は、特段の断りがない限り、「地方消費者行政の現状分析」（平成 22 年 7 月消費者庁）より引用。

### （1）消費生活相談員の採用形態

#### ①消費生活相談員の位置付け ～多くがいわゆる非常勤職員～

平成 21 年 4 月 1 日時点

	定数内 (常勤職員)	定数外 (非常勤職員)	法人委託	個人委託
相談員数(人)	75 (2.7%)	2,120 (75.7%)	448 (16.0%)	157 (5.6%)

#### ②いわゆる「非常勤職員」（定数外）の消費生活相談員の採用形態 ～特別職非常勤職員が大半を占める～

平成 21 年 4 月 1 日時点

	特別職非常勤 職員	一般職非常勤 職員	臨時的 任用職員	任期付短時間 勤務職員	その他
相談員数 (人)	1,718 (81.0%)	257 (12.1%)	97 (4.6%)	5 (0.2%)	43 (2.0%)

#### ③いわゆる「非常勤職員」（定数外）の職員に関する制度

別紙 1 参照

総務省「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書」より

④消費生活相談員の契約上の雇用期間  
～大半が契約期間「1年」となっている～

平成21年4月1日時点

6ヶ月	1年	2年	3年	4年以上	その他
1.2%	92.8%	4.9%	0.5%	0.0%	0.6%

⑤雇用期間の更新回数制限の有無  
～都道府県で制限「有」の割合が相対的に高い～

平成21年4月1日時点

	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
制限有 (%)	18.3%	31.8%	12.1%	14.2%
制限無 (%)	81.7%	68.2%	87.9%	85.8%

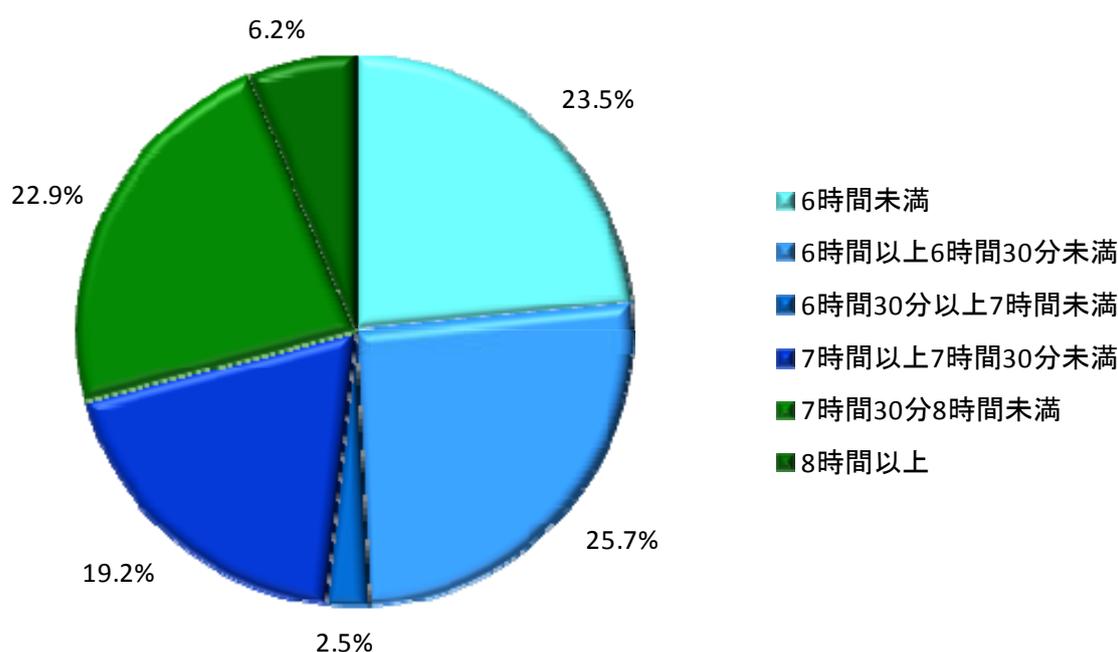
⑥更新可能回数  
～都道府県での更新回数が相対的に多い～

平成21年4月1日時点

	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
平均更新回数 (回)	5.5	6.5	3.0	4.9

(2) 消費生活相談員の勤務形態

①消費生活相談員の勤務時間



## ②消費生活相談員の勤務状況

平成20年4月1日時点

主たる生計維持者	主たる生計維持者でない者	無回答
15.3%	78.9%	5.7%

(備考)「消費生活相談員に関する調査報告書」(平成20年11月、内閣府)より。

## ③消費生活相談員の経験年数

平成20年4月1日時点

1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	無回答
8.5%	14.9%	19.6%	26.0%	24.7%	5.7%	0.4%	0.2%

(備考)「消費生活相談員に関する調査報告書」(平成20年11月、内閣府)より。

## (3)消費生活相談員の待遇

### ①報酬

～政令指定都市が都道府県より高い～

(平成21年4月1日時点、1日7時間換算/円)

都道府県	政令市	市	区	町	村
9,432	10,827	10,428	15,528	10,299	9,346

### ②時間外勤務手当の適用状況

～政令指定都市において相対的に高い～

平成21年4月1日時点

	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
有の割合(%)	24.3%	21.9%	49.4%	21.8%

### ③社会保険(雇用保険)への加入状況

～都道府県で加入割合が相対的に高い～

平成21年4月1日時点

	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
加入割合(%)	56.8	88.1	85.4	41.3

#### (4) 消費生活相談員の待遇改善（報酬引上げ）の動き

平成 21 年度は、都道府県で 10 団体、市区町村では 65 団体で報酬引上げ

##### ○都道府県

茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、福岡県で報酬引上げ

##### ○市区町村

東京都（5 団体）、神奈川県（5 団体）、静岡県（4 団体）、滋賀県（4 団体）、福岡県（4 団体）等で報酬引上げ

これらの報酬引上げは、全て地方公共団体の消費者行政予算（自主財源）で措置されている（これまでは「基金」は報酬単価引上げに活用できなかった）。

また、以上の地方公共団体においては、相談員の中からスキルの高い相談員やベテラン相談員などを「主任相談員」として位置付けて、報酬を引き上げたところ（埼玉県、東京都）や、資格を有する相談員について報酬を引き上げたところ（京都府）がある。

ちなみに、平成 21 年度に報酬を引き下げた地方公共団体については、一般事務職員の給与改訂に伴って非常勤職員全体についても同様の引き下げを行った事例が 2 団体は承知している。

短時間勤務の職員に関する制度

	非常勤職員		臨時的任用職員	任期付短時間勤務職員
職の区分	特別職（地公法適用なし）	一般職（地公法適用あり）	一般職（地公法適用あり）	一般職（地公法適用あり）
根拠法令	地公法3条3項3号		地公法17条	地公法22条2・5項
採用の要件・対象	（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職【地公法3条3項3号】）		（職員の職に欠員を生じた場合の任命の方法の一つとして、採用を規定【地公法17条】）	①緊急の場合 ②臨時の職の場合 ③任用候補者名簿がない場合【地公法22条2・5項】
採用の方法	規定なし 〔面接等による〕	（競争試験又は選考【地公法17条】）〔面接等による〕	規定なし〔筆記試験、面接等による〕	競争試験又は選考【地公法17条】
任期	規定なし〔通常1年以内〕		・6月以内、6月以内で更新可 ・再度の更新は不可【地公法22条2・5項】	3年以内（特に必要がある場合は5年以内） 【任期付法6条2項】
給与	報酬及び費用弁償【自治法203条】 （常勤の場合には給料及び手当）			給料及び手当【自治法204条】 （手当は任期の定めのない常勤職員と原則同じ）
勤務時間・休暇	条例等で規定			条例等で規定 （休暇は任期の定めのない常勤職員と原則同じ）
分限処分	規定なし	適用あり 【地公法27条、28条】	適用なし【地公法29条の2】 （分限について、条例で規定可）	適用あり【地公法27条、28条】
懲戒処分	規定なし 〔要綱等で規定〕	適用あり【地公法27条、29条】		適用あり【地公法27条、29条】
服務（守秘義務等）	規定なし 〔要綱等で規定〕	適用あり【地公法30～38条】		適用あり【地公法30～38条】
社会保険等	・勤務時間等により厚生年金、健康保険、雇用保険を適用 ・公務災害又は労災を適用			・勤務時間等により厚生年金、健康保険、雇用保険を適用 ・公務災害を適用
定数	定数条例外【自治法172条3項】			定数条例外【自治法172条3項】

（注1）地公法：地方公務員法  
 任期付法：地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律  
 自治法：地方自治法  
 （注2）〔 〕内は実態上多くみられる運用